

議案第七三号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例について

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する

ものとする

昭和三十五年十二月三十一日提出

三朝町長

坂出 雅

鳥取県
東伯郡三朝町
議事印

昭和三十五年十二月三十一日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十五年三朝町条例第

十九号）の一部を次のように改正する

第一条の報酬を次のように改める

議長	月額	九五〇〇	月以内
副議長	月額	七〇〇〇	月以内
議員	月額	六〇〇〇	月以内

第五条第三項中「百分の百甲」とあるを「百分の百五十」と改める

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十五年十月一日から適用する